

令和7年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和7年9月11日（木） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第75号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び村上市
個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第90号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
議第96号 令和6年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第97号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）
- | | |
|-----------|----------|
| 1番 魚野ルミ君 | 2番 尾形修平君 |
| 3番 鈴木いせ子君 | 4番 菅井晋一君 |
| 5番 野村美佐子君 | 6番 富樫雅男君 |
| 7番 高田晃君 | |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|--------------|-----------|
| 副 市 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 総 務 課 長 | 長谷部 俊 一 君 |
| 同 課 参 事 | 田 中 和 仁 君 |
| 同課人事管理室長 | 川 崎 健 一 君 |
| 同課総務管理室係長 | 菅 原 秀 和 君 |
| 同課危機管理室長 | 矢 部 和 貴 君 |
| 同課情報管理室長 | 須 貝 正 人 君 |
| 同課情報管理室係長 | 真 田 富 久 君 |
| 財 政 課 長 | 榎 本 治 生 君 |
| 同課契約検査室長 | 斎 藤 要 君 |
| 同課財務管理室長 | 成 田 大 介 君 |
| 同課財産活用推進室長 | 五十嵐 博 君 |
| 同課財産活用推進室副参事 | 鈴 木 郁 君 |
| 企 画 戦 略 課 長 | 山 田 美和子 君 |
| 同課行政改革推進室長 | 本 保 敦 志 君 |
| 同課企画政策室長 | 田 村 政 和 君 |
| 同課企画政策室係長 | 横 山 和 明 君 |
| 同課企画政策室係長 | 増 子 友 昭 君 |
| 同課デジタル化推進室長 | 高 橋 章 宏 君 |
| 同課地域交通政策室長 | 須 貝 直 毅 君 |
| 同課地域交通政策室係長 | 星 梓 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 滝 豊 君 |
| 消 防 長 | 瀬 賀 誠 君 |

消 防 本 部 次 長	菅 原 直 巳 君
消 防 本 部 総 務 課 長	松 村 博 幸 君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	前 川 龍 也 君
監 査 委 員 事 務 局 次 長	齋 藤 俊 則 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	渡 辺 千 春 君
荒 川 支 所 長	阿 部 正 昭 君
神 林 支 所 長	志 田 淳 一 君
朝 日 支 所 長	五 十 嵐 忠 幸 君
山 北 支 所 長	大 滝 き く み 君
こ ども 課 子 育 て 政 策 室 長	長 谷 部 淳 君
観 光 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
都 市 計 画 課 参 事	忠 康 博 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

(午前 9時59分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第75号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、担当課長(総務課長 長谷部俊一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 おはようございます。それでは、議第75号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、条例中の引用条項の条項ずれを改正するほか、外国人に対する生活保護に関する事務が準法定事務として定められたこと、また住民登録外の者の個人番号をシステムにより管理するため、対象とする事務を規定する必要があることなどから、条例に所要の改正を行うものであります。以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第75号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第90号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）について、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 それでは、議第90号であります。令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,800万円を追加し、予算の規模を2億9,430万円にしようとするものであります。データのページの200、201ページになります。補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で635万5,000円、第4款繰越金で前年度繰越金1,164万5,000円を計上いたしました。202ページ、203ページお願いいたします。歳出におきましては、第1款総務費で施設維持管理経費1,800万円を計上いたしました。電力柱の建て替え等による光伝送路設備の移設に係る経費が増加しており、予算に不足が見込まれることから、朝日地区及び神林地区の維持管理経費、修繕料について追加するものであります。以上でございます。

（質疑）

菅井 晋一 伝送路の修繕についてなのですけれども、ほかからの原因ではなくて、そのものが古くなって修繕するということでしょうか。

総務 課長 今回主な補正の理由としましては、東北電力のほうで電柱の建て替えをするというケースが大変増えております。これは、電柱の老朽化ということで聞いておるのですけれども、それに伴って私どもがそこに架けております光伝送路、そちらのほうの移設が必要になるということで、なかなか直前になるまで東北電力さんのほうから情報をいただけないという状況が続いておりまして、先般東北電力さんと協議のほうをさせていただいて、できるだけ早めに情報をいただけるようにということで申入れをさせていただいたところであります。以上です。

菅井 晋一 分かりました。東北電力の都合でそういうことになったのであれば、移転の補償料というか、そういう収入はないわけですか。

情報管理室長 今回の御質問なのですけれども、こちらは我々のほうが共架料ということで借りている状況ですので、移設していただきたいということになると補償料は入ってきません。逆に県、国道とか、そういったもので国の工事に関するものであれば補償料ということで入ってきますが、今回については全く収入はございません。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第90号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3

議第96号 令和6年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（財政課長 榎本治生君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

財政課長

それでは、議第96号 令和6年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。決算書のページで236、237ページを御覧ください。初めに、歳入であります。第1款財産収入、1項1目利子及び配当金は、土地開発基金の運用利子収入であります。2項1目不動産売払収入は、令和元年度から令和3年度までに取得した朝日まほろばインターチェンジアクセス道路整備事業用地について、一般会計への売払収入ということになります。続きまして、第2款土地開発基金借入金1億1,446万4,511円は、村上駅周辺まちづくり事業、道の駅朝日拡充事業、都市計画道路市道南中央線整備事業の用地取得に係る土地開発基金からの借入金であります。続いて、第3款諸収入はございませんでした。第4款繰入金では、土地開発基金へ積み立てるための財源といたしまして6,411万4,000円を一般会計から繰入れいたしました。続きまして、次のページ、238、239ページを御覧ください。歳出でございます。1款1項1目土地取得費1億1,446万4,511円は、用地の先行取得に係る土地購入費と補償金であります。内訳でございますが、村上駅周辺まちづくり事業で4,718万3,690円、これは1名の地権者から土地3筆、314平米を購入し、また2名の地権者に対して住宅や工作物等の補償を行ったものであります。次に、道の駅朝日拡充事業で6,311万7,385円、これは10名の地権者から土地24筆、1万843平方メートルを購入、併せて立木などの補償を行ったものであります。次に、都市計画道路市道南中央線整備事業で416万3,436円、これは1名の地権者から土地2筆、611平方メートルを購入いたしました。次に、2款1項1目土地開発基金費の土地開発基金積立金6,411万9,416円は、一般会計から繰り入れた額と合わせて、基金運用による利子収入について基金に積立てを行ったものであります。2項1目土地開発基金償還金は、朝日まほろばインターチェンジアクセス道路用地の一般会計売払分について基金に償還するものであります。3款の予備費の使用はありませんでした。次のページ、240ページを御覧ください。実質収支についてでございますが、歳入歳出ともに総額で2億1,938万4,000円となっており、実質収支額はゼロ円となっております。以上でございます。

（質疑）

尾形 修平

今課長から説明を受けましたけれども、土地取得費の中で道の駅朝日の分、6,300万ちょっとという話だったけれども、ここに関しては国交省と村上市とでこれから開発始めるのだけれども、土地の権利に関してはどのような協定になっているのでしょうか。

観光交流室係長

国土交通省さんと現在整備の協定を結んで整備のほうは進んでおりますが、土地の交換については、国土交通省さんが必要な分と現在情報施設が建っている分の一部を我々が購入した駐車場と交換して整備を進めるような状態になっております。契約につきましては、現在契約内容を精査しておりまして、今年度契約できるような段取りで進めております。

尾形 修平

そうすると、土地取得に関しては全て村上市のほうでやるという考えなのでしょうか。それとも、国交省の分と駐車場とか本来の道の駅の施設に関しては国交省直轄

だと思っただけけれども、この予算を聞くと全て村上市で買ったのかなって思ったものだから、質問させてもらいましたけれども、その辺いかがでしょうか。

観光交流室係長 国土交通省さんの情報施設が建っている部分の一部、今国土交通省さんの道の駅のエリアになっている一部をこちらのほうの道の駅のエリアに入りますので、そちらとの交換ということで、駐車場の分は我々が購入して、国交省さんと交換するというような仕組みになっております。

菅井 晋一 道の駅の用地なのですけれども、その財源はどうなっていますか。
財政 課長 買い戻すときに過疎対策事業債ということで予定しております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第96号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第4 議第97号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第97号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。本会計は、主に山北、朝日、神林地域の情報通信施設の維持管理等に要する経費であります。令和6年度の歳入決算額は4億9,020万8,858円、歳出決算額は4億7,852万8,494円、差引き1,168万364円を令和7年度へ繰越いたしました。決算書の245、246ページをお願いいたします。主な項目について触れさせていただきます。初めに、歳入の1款分担金及び負担金ですが、情報通信施設負担金として新規加入の方に納入いただいているものになります。次に、2款使用料ですが、情報通信施設使用料として加入世帯等から納入いただいたものであります。令和6年度から告知端末機による通信サービスを終了したことから、現年度分の使用料では約2,800万円の減額となっております。3款繰入金は、一般会計からの繰入金であります。前年度決算とほぼ同額となりました。5款は雑入になりますが、備考欄1、光伝送路等貸付料は、NTT東日本などへの光回線の貸付料であります。また、備考欄2、消費税還付金は、令和5年分の消費税確定申告による還付金であります。6款市債ですが、放送設備更新工事などに係る借入れであります。次の249、250ページをお願いいたします。次に、歳出になりますが、1款1項1目総務費の一般管理費については、情報通信事業全般に係る管理経費及び職員人件費になります。備考欄1、情報通信事業一般管理経費は、放送設備更新工事1億989万円の増などにより、前年度比で1億400万円ほどの増となっております。備考欄2の情報通信事業一般管理経費、繰越明許分は、令和5年度から6年度に繰り越した放送設備更新工事になります。次に、2目施設管理費ですが、3つの地区ごとに維持管理経費を分けて経理しています。備考欄1、山北地区施設維持管理経費は570万円ほどの増となっております。工事請負費や工事費負担金の増が主な理由となってい

ます。備考欄2、朝日地区施設維持管理経費は4,300万円ほどの増となっています。V－ONU更新工事ほかのもので、工事請負費が6,100万ほど増となったことが主な理由になります。次のページになりますが、備考欄3、神林地区施設維持管理経費は前年度比で2,890万円ほどの減となっています。告知端末機による通信サービス終了により、機器の借上料、またシステムの使用料の減が主な理由になっています。次に、2款公債費は元金利子償還費となっております。以上でございます。

(質 疑)

尾形 修平

今言われた施設管理費の中で、この3地区のを見るとかなりばらつきがあるなというふうに思います。その中で、朝日地区だけが突出して4,300万以上オーバーしているという原因をもう一度教えてください。

情報管理室長

この朝日地区の工事費が突出しているものにつきましては、今ほど県道拡幅工事等に伴いまして、先ほどちょっと申しました電線の移転だとかに伴いまして線の張り替え、こちらが大幅な、ちょっと動かすものではなくて、道路をまたいで移動するものとか、そういった工事が最近増えております。この工事が非常に多額になっておりまして、この突出した形になっております。

尾形 修平

それこそ……この増えた分の経費に関して、例えば利用者負担を増やすとかというような考えはないのでしょうか。

情報管理室長

以前もちょっとお話あったかと思いますが、この情報通信の設備につきましてはテレビ難視聴ということで、本来見れて当たり前のテレビを見れない弱者救済という形で当時進めてきております。これを、やはり本来であれば我々ざっくり試算したもので出しますと2,000円以上1世帯1か月いただかなければならない状況なのですが、先ほども申しましたとおり、テレビは見れて当たり前の中で2,000円も出すかということになりますので、弱者救済ということで今の情報料金を定めたもので、今後も、ある程度見直しは必要かと思いますが、いましばらくはこの状態かと思えます。

菅井 晋一

収入のほうですが、施設の使用料の現年分が2,200万、滞納繰越分が120万ということで、滞納繰越分が非常に多いのですけれども、徴収方法とか、その辺に問題があるのではないか、その辺いかがでしょうか。

情報管理室長

おっしゃるとおり、ずっと各担当のほうで滞納整理に努めてはまいったものですが、月額710円もしくは400円という少額なものがずっと過去のものからたまっております。何回か伺ってはいるのですけれども、納めていただけないということで、これまで防災の関係で告知端末というものがあったのですけれども、こちらを止めると、いざ避難指示だとか避難勧告等について伝わらないということで、こちらサービス停止ができませんでした。令和6年度にその告知端末がなくなった、下半期になくなったわけですが、そちらに伴いまして、今度は滞納者の方にテレビを止めますよという今案内をしております。実際にこの7年3月から始めておりまして、分納だとか収めますということで反応をいただいておりますので、これから滞納整理は徐々に進んでいって、額は少なくなるものと見込んでおります。

菅井 晋一

かつては、電話料金と一緒に引いていたような気がするのですけれども、それは同じでしょうか。

総務 課長

令和元年頃までは、そのようなNTTのほうの引き落としということでさせていただいておりました。その後口座振替のほうに移行するというので、当時少し収納

率が落ちるのではないかというふうに懸念したのですが、実際数字の推移を見ていると、そういった心配は当たらなかったということで、現在口座振替が定着しているということでございます。先ほど情報管理室長のほうで、今後の収納対策の強化策をお知らせいたしましたが、実際にサービス停止という、切り札ではないのですが、そういったことができますので、今後徐々にという話をしましたけれども、しっかり滞納整理進むかと思っていますので、そのような考えでおります。

野村美佐子

昨年度もお聞きしたのですけれども、今弱者対策という話でしたけれども、電波が届かなくてテレビが見れないという地域だけではなくて、全般的に配置されているように思うのですが、うちは朝日なのですけれども、たまたま入っていないのですけれども、後で来た人間なので、アンテナで見れるのですけれども、そういう意味で負担金を上げろということではないのですけれども、そういうシステムをやっている地域が3地域に限っていて、予算がかなり大きいということで、やっぱり予算の使い方としてもうちちょっと検討すべきではないかなと思うのですが、個人でテレビの受信とかをしている人との価格の差とか、そういうのは調べられていますか。

情報管理室長

先ほどちょっと説明が漏れましたが、テレビ難視聴のお話もしましたが、神林の一部、あと山北、朝日地区につきましてはインターネットも実はつながらない状態でございます。この光伝送路につきましては、テレビの再放送もやっておりますが、独自に皆さんの御家庭にもインターネットが使えるように設備されているものでございます。なので、この朝日地区の見れる人だけと、テレビの話だけではなくて、インターネットも含めた設備という管理になっておりますので、その辺をちょっと御承知おきいただければと思っております。

野村美佐子

インターネットも全体、この3地区全部ではないですけれども、そういう細かいことを言うあれではないですけれども、インターネットの局をつくってもらうとかという、そういうような対策とか相談とかもしていらっしゃるのですか。これが、何年に1回例えば更新しなければいけないというようなことなのだと思うのですけれども、永遠にこの予算を出していくのかというのにちょっと私は疑問というか、いいのかなというのを感じているので、ほかの手だては考慮されているのでしょうか。

情報管理室長

こちらの経緯を若干お話をさせていただきます。当時神林、山北、朝日地区につきましては、当然のごとく民間活用ということでインターネット回線を引いていただけないかということは、市、当時の町村で要望を行ってまいりましたが、NTT等につきましては採算が取れない地区であるため、一切手は出しませんということ強く言われていました。署名、同意のほうはもらってやればいいのかということでありましたが、それをやった結果も結局これでは採算が取れませんので、できませんという経過でした。これをもちまして、このままではブロードバンドゼロ地帯を全国進めておる中で、市町村で対応するしかないということで進めた経緯でございます。つきまして、こちら、この通信施設を無償譲渡とかということも今検討はしておりますが、テレビ放送がありますので、テレビ局としての事業がどうしてもNTTは通信事業者でできませんので、全部無償譲渡いただけないということで、今若干その辺の検討はしておりますが、このままずっとという部分ではちょっと考えてはいたませんが、今のところまだ難しいという状況でございます。

尾形 修平

今の説明で、山北、朝日、神林という地区を言われたけれども、村上市の集落全体、270の集落でこれ漏れているところというのはないのですか。全てカバーしていますか。

情報管理室長 有線によるサービスにつきましては、大栗田が一部対象外になっておりまして、あとNTTが鉄塔を建てておりまして、その無線によるインターネットを可能としております。

尾形 修平 そうすると、例えば大栗田の話、私も大栗田も入っているのかなと思って今質問したのだけれども、そうすると利用料金に対しての差が出てくるのではないかなって感じたのだけれども、それは大丈夫なのですか。多分無線を使ったほうが私は高くなるのではないかなと思うのだけれども。

情報管理室長 すみません、説明が漏れまして。こちらは、市で整備したものではなくて、NTTに要望をして、NTTの携帯電話網を使ったサービスをそこで提供していただいておりますので、市の料金とかには反映していない状況でございます。

尾形 修平 市の料金を反映していないのは、それは分かるのだけれども、利用者負担として負担額が大きくなるのではないですかということを行っているわけ。でしょう、当然。当然というのもあるけれども、確かに大栗田を住まいにしている人が利用しているか、していないかは別にして、多分私は高くなるのではないかなと思うけれども、その分を例えば市のほうで負担してやるとかというのだったら、公平性からいっても担保できるのかなと思うのだけれども、使った人が利用料金の負担額を全て負担しなければならないってなると、ちょっと政策として違うかなと思うのだけれども、いかがでしょうか。

情報管理室長 まずは、市の設備の話をさせてもらいますと、大栗田は特殊な場所ございまして、関川経由のほうで行っております。なので、うちの設備をまず延ばすということになると、ちょっと整備に非常にお金がかかる点がまず1点。あと、インターネットの話だけをさせていただきますと、有線のインターネットと無線のインターネット、今はそんなに金額が変わらないので、テレビのほうは400円市でいただいておりますが、インターネットはあと独自加入でございますので、民間のサービス今競っておりますが、そんなに差はないものと感じております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第97号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（高田 晃君）散会を宣する。

(午前10時32分)